

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 増値税の仕入税額控除が認められない項目の検討

前回に引き続き、今回は中国増値税の仕入税額控除が認められない項目について、次の事例を用いてします。

1. 事例

中国法人の日本人管理職が、中国国内の出張を行った場合に、支払先から「増値税専用発票」の交付を受ければ、中国法人は、2016年5月1日に施行された「営業税から増値税への移行パイロットプログラムの全面施行に関する通達」¹により、宿泊費、交通費、及び飲食費又は接待費等に係る増値税額について、増値税の仕入税額控除が認められると考えてよろしいでしょうか。

2. 増値税仕入税額控除不可の項目

上記通達付録1の27条は、下記の項目について仕入税額控除の適用を認めていません。

①簡易課税方式、免税項目、福利厚生または交際費のような個人消費に用いられた貨物・加工修理役務・サービス・固定資産・無形資産・不動産
②仕入れた貨物その他関連加工修理役務および交通運輸サービスが社内マネジメントの不行届きによる盗難、紛失、変質その他違法による貨物または不動産の差押え、廃棄、取壊しといったような納税義務者の人的要因による「非正常」損失となった場合
③仕掛品、製品製造用に仕入れた貨物（固定資産を除く）、加工修理役務および交通運輸サービスが「非正常損失」となった場合
④不動産、その不動産の建築用に仕入れた貨物、設計サービスおよび建築サービスが「非正常」損失となった場合
⑤建設仮勘定用に仕入れた貨物、設計サービスおよび建築サービスが「非正常」損失となった場合
⑥仕入れた旅客運輸サービス、融資サービス、飲食サービス、住民日常サービスと娯楽サービス
⑦財務部と国家税務総局による別途規定項目

本事例の場合、中国国内出張に伴う中国国内の旅客運輸サービスに係る増値税は「増値税専用発票」の交付を受けたとしても、業務用とプライベート用の区分が難しいとされることから、仕入税額控除が認められません。これまでも交際費は個人消費とみなされてきましたが、個人消費の性格を伴うサービスには仕入税額控除は認められません。

一方、中国国内出張に伴う宿泊費に係る増値税については、上記①～⑧の項目のいずれにも該当しないことから、宿泊先から「増値税専用発票」を入手できれば仕入税額控除が認められるものと解されています。実務的には、仕入税額控除の不正を防ぐことから、「増値税専用発票」発行にあたって、宿泊先より会社名、所在地、電話番号、法人マイナンバーなどの会社基本情報を聞かれることにご留意ください。

お見逃しなく！

棚卸資産の棚卸損、盗難損、耐用年数を残したままの有形固定資産の紛失損などは、上記「非正常」損失に該当するため、会計上資産損失として計上された場合には、企業所得税の損金算入が認められない可能性が高いとともにその仕入税額も控除できないことにご留意ください。

¹ 財税[2016]36号。